

規則

埼玉県行政不服審査会規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八十号

埼玉県行政不服審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県行政不服審査会条例（平成二十七年埼玉県条例第六十四号。次条第一項及び第三条第一項において「条例」という。）第六条の規定に基づき、埼玉県行政不服審査会（以下「審査会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第二条 条例第五条第一項の合議体（以下この条において「部会」という。）に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

2 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

3 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

4 部会は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

5 部会の議事は、部会を構成する委員の過半数で決する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(総会)

第三条 条例第五条第二項の合議体（以下この条において「総会」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第四条 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第五条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第七十四条に規定する審査関係人をいう。）にその旨を通知しなければならない。

（調査審議の手続の非公開）

第六条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（議事録）

第七条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する委員が署名しなければならない。

（庶務）

第八条 審査会の庶務は、総務部文書課において処理する。

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。